

上高第 15433 号
令和 3 年 4 月 22 日

災害発生時等における事故報告対象施設等 管理者 様

上越市高齢者支援課長

災害発生時等における被災状況の把握等について（通知）

このことについて、新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長から別紙のとおり通知がありました。
市では県からの通知に基づき、下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

今後も、より一層の災害対策に万全を期されるようお願いするとともに、施設等が被災した場合は、入所者等の御家族等への連絡とともに、速やかに市への連絡も行うようお願いいたします。

なお、本通知により平成 30 年 1 月 17 日付け上高第 1073 号は廃止します。

記

1 対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型）
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 通所介護（デイサービスセンター）
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 総合事業（通所型サービス）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

3 報告方法

(1) 電話による第一報

災害で被災した場合は市へ速やかに電話で第一報を行うこと。

(2) 被災状況整理表の提出

個人情報保護の観点から、郵送又は持参、メール（パスワード付き）のいずれかで行うこと。

4 その他

- ・ 県所管施設は、県高齢福祉保健課長通知（令和 3 年 4 月 12 日付け高齢第 65 号）で直接県高齢福祉保健課に報告することとされていますが、市内の県所管施設は市高齢者支援課にも連絡及び被災状況整理表の提出をお願いいたします。
- ・ 被災状況整理表の様式は市ホームページ→介護保険関係情報のトップページ→事業所向け情報の中に掲載してあるため、御確認ください。

(参考)

○介護保険関係情報のトップページ

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>

〔問い合わせ・報告先〕

上越市高齢者支援課 介護指導係

担当 樫出

電話 025-526-5111 (内線 1670)

F A X 025-526-6115